

平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 12 回会議要旨

<開催日>

平成 26 年 9 月 9 日（火）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員
事務局（3 名）

中山行政管理課長、羽山主査、三枝主査

<開会>

【部会長】

平成 26 年度第 12 回新宿区外部評価委員会第 1 部会を開会します。

今回も、前回に引き続き計画事業の外部評価に係る部会の意見を取りまとめていきます。

取りまとめの方法等は、前回までと同様です。

初めに、計画事業 59「新宿らしいみどりづくり」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「総合評価」に「4つの指標の達成度のバランスから、『計画どおり』という内部評価に異論はないが、緑化に大きく貢献する保護樹木の保全については、しっかりとした施策の下で目標を達成してほしい。」「大都会の新宿区でも多くのみどりを持てるという意識を高めることがとても重要である。更なる意識の向上とみどりが増えることに期待する。」「草木や花の名前を知ることから興味や親しみが湧く。公園における草木や花の名札を充実してほしい。」「保護樹木の指定をしても効果は期待できないのではないかと。制度的には賛成である。」といった意見が出されています。

補足等があればお願いします。

【委員】

「保護樹木の指定をしても効果は期待できないのではないかと。」という趣旨は、保護樹木の指定をしても、マンション建設等の計画が出ると、指定を外してマンションを建設してしまうことが多いようなので、あまり期待はできないということです。しょうがないと半ば諦めの気持ちです。牛込警察にある樹木が指定されたのですが、大久保通りの拡幅でどうなるかなと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかには「協働の視点による評価」に「屋上緑化と太陽光発電のどちらを選択するのか、貢献度に照らして連携を模索してほしい。」、「その他の意見」に「ハンキングバスケットはいろいろな問題があると思う。『新宿らしいみどりづくり』という事業名はよく分からない。」といった意見が出されています。

事業名がおかしいのではないかということでしょうか。

【委員】

「新宿らしいみどりづくり」というのが何なのか、よく分かりません。

【部会長】

なるほど。ただ、新宿らしいというのは、都心部におけるみどりの残し方として、頑張れるところで頑張るという意味が込められているのだと思います。

保護樹木については、確かに開発絡みで保護指定が簡単に切られてしまうことには疑問があります。みどりの中でも樹木というのはすごく大きいと思いますので意見はすべきでしょう。

【委員】

保護指定とはいっても強制力や法的な拘束力はないですから、最終的には所有者の判断になってしまうので、すごく難しいと思います。また、今後高齢化が進むと、個人の庭を維持することは難しくなってきます。なので、公的な建築物の敷地内にある保護樹林を総力を挙げて守っていくとか、補助金額を上げるとか、方針を見直していかないと、今までと同じやり方では限度があると思います。

【部会長】

そのとおりですね。いかがでしょう。

【委員】

むなしさを感じます。

形だけ保護樹林にしても、所有者が言ったらあっさりなくなってしまうわけです。制裁を課すことは難しいですが、決まりごとがあれば少しは意識が高まるのではないのでしょうか。そういった提案をしたほうが良いと思います。

【部会長】

そうですね。それから、先ほどあったとおり、公的な敷地にある樹木に焦点を当てて守っていくというのは一つの手法だと思います。

【委員】

確かに、最終的には個人の物は個人の所有物ですから、指定してもどうにもならないところがあります。個人の財産にはあまり関与できないので仕方がないと思います。

【部会長】

一方で、維持管理を手助けすることには意味があるようにも思います。

【委員】

大変ですからね。

【委員】

保護樹木の指定に際してはいろいろな規制があって、区の担当者が審査した上で両者の話し合いを経てされますから、結構大変ですよ。

【委員】

それだけのことをして指定しても、個人の裁量で指定が解除できてしまうのが現状です。

【委員】

そういうことです。

【委員】

結局形だけをやっているような気がしてしまいます。

【委員】

手を挙げてすぐ引っ込めるみたいなものですからね。

【部会長】

ですから、施策の中身そのものを検討してほしいということになると思います。

【委員】

もう少し方向性を変えたほうが良いでしょう。

公的なところもそうですが、企業などに働き掛けるのも効果があると思います。

【部会長】

なるほど。

では、緑化に大きく貢献する保護樹木の保全については、大規模な企業用地や公的機関の用地での積極的な指定など、方向転換も含め検討してほしいといった形でまとめましょうか。

【事務局】

区としても既に公共用地における保護樹木の指定をしていますので、引き続きという観点のほうが良いかもしれません。

【部会長】

分かりました。

【委員】

その方面の強化というの良いかもしれません。

【部会長】

確かにフィットしますね。よろしいでしょうか。

<異議なし>

屋上緑化と太陽光発電についての意見は、内容はそのとおりだと思うのですが、「協働の視点による評価」より「その他意見」だと思うのですがいかがでしょう。

<異議なし>

【部会長】

太陽光発電は、計画事業でやっているのでしょうか。

【事務局】

はい。

51「地球温暖化対策の推進」です。

【委員】

今年度の評価対象ですね。

【部会長】

太陽光発電については、指標としても挙げられていないし特に記載也没有ありませんね。
低炭素な暮らしとまちづくりへの取組の中にも含められるのでしょうか。

【委員】

ヒアリングで話題にはなりましたよね。

【部会長】

そうですね。

では、難しそうですが重要な視点ですから、緑化保全としての屋上緑化と、地球温暖化対策の中の太陽光発電について、両事業の連携を模索してほしい。また、どちらを優先するのかなど施策の整理についても検討をお願いしたいといったところでしょうか。

<異議なし>

では、この事業については以上とします。

次に、72「みんなで考える身近な公園の整備」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「総合評価」に「2か年で1園の整備スケジュールは順調のようである。竣工後は、整備主体として、管理者、公園サポーター等による維持管理体制づくりにしっかりとつないでほしい。」「子どもたちがいつでも安心して遊べる魅力のある公園を期待する。」「完成後の施設管理については、定期的に巡回点検等を実施していると思う。その頻度、時間、点検項目、記録など適切に行ってほしい。」「地域住民との協働事業で成功した事例を他の公園の運営にもいかせるよう期待する。」といった意見です。

補足等があればお願いします。

【委員】

「サービスの担い手」の内部評価に「地域住民と協働して区立公園の整備を進めることは適切です。」とあります。これは適当であり、実績も出ているようなのでほかの公園にも広げてほしいと思います。

【委員】

新宿公園は成功していますよね。

【部会長】

それが成功事例なのですね。分かりました。

そのほかの意見としては、「協働の視点による評価」に「今後の管理運営に関する指標がほしい。」「その他意見」に「『みんなで考える身近な公園の整備』という事業名は当たり

前のことをそのまま付けている印象を受ける。」といった意見が出されています。

【委員】

「管理運営に関しての指標がほしい」というのは、総合評価で巡回点検等について意見されていると同様に、ただお願いしてそのままになってしまうのではなく、どのレベルで維持管理をしていくのかをしっかりと押さえてほしいという趣旨です。

【部会長】

何をやらなければいけないのかははっきりさせてほしいということですね。

【委員】

そうです。サポーター側は何をやらなければいけないのか、区は何をやらなくてはいけないのかをしっかりと出していないと、曖昧に進んでうやむやになってしまうように思います。

【部会長】

では、「管理者、公園サポーター等による維持管理体制づくりにしっかりとつないでほしい。」という意見とつなげて、管理運営体制については何をやるべきか整理し、マニュアルや指標等を整備してほしいというところでしょうか。

<異議なし>

事業名については、今年度の1部会では繰り返し出されていますね。

【委員】

よく付けられるような題なのですが、例えば「みんなで考える」の「みんな」というのが誰なのかなど、すごく不透明に思います。例えば、バリアフリーの視点を取り入れるため目の悪い人や車椅子を使っている人が入っているとか、「みんなで考える」の中身を明確にしたほうが良いと思います。

【委員】

そうですね。地域住民のなかにも幾つも見解があります。協力したい人も無関心の人もあります。それなのに、数人が集まっただけで「地域住民」といわれてしまうと、反対する意見も出てきます。だから、地域住民というのがどのような住民を指しているのか、明確にする必要があると思います。

また、特定の住民にお願いしてしまうと、やり過ぎてまるで私物のようにしてしまう場合があります。だから、地域住民との関わりというのは、簡単にはいえないものなのだと思います。

【委員】

車椅子を押して公園を歩くと、風情は良いけれど押しにくいことがあります。

【部会長】

そうすると、あらゆる立場の区民を巻き込んだ形での整備を検討してほしい。また、ハンデイクャップのある方への対応という意味合いが強いようなので、そのような方を含めた検討をお願いする形にしますか。

<異議なし>

【部会長】

では、この事業については以上とします。

次に、64「自転車等の適正利用の推進」です。

「適切な目標設定」及び「効果的・効率的な視点」に「適当でない」と付いていますが、その理由がありません。まず、この理由をご説明ください。

【委員】

「放置自転車」という言葉の使い方や意味が正しくないように思います。自転車をとめた場所が適切ではなかっただけで、放置はしていないことが多いように思います。放置の定義というものをもっと明確にすべきではないでしょうか。

現在の方法は、禁止の場所にとめてあれば全部持って行ってしまう方法です。そういった取締りではなく、協力してもらうような施策にしてほしいです。

【委員】

すぐに撤去する場所と、ある程度様子を見てから撤去する場所の2通りがありますよね。例えば事故の危険性が高いところなどはすぐに撤去します。そういう意味では行政も調べてやっていると思います。

【委員】

その場所は、利用者には分からないのではありませんか。

【委員】

掲示等がしてありますよ。

【委員】

車については皆が注意して駐車場に入れますよね。それと比べると、自転車に対しての認識がまだ甘いように思います。車も、以前はどこにでもとめていましたよね。それが現在では駐車場に入れなければいけないという意識が広がっています。自転車も同じように乗っている人の意識を変えていかないといけません。自転車にひかれて死者が出るような事故も起こっています。自転車についても、走る凶器であることや、置いておくと持っていかれてしまうことなどの意識を高めて、適正な駐輪場に置いてもらうよう、厳しくやっていく必要があると思います。自転車というのはさっと乗ってさっと置ける非常に簡便な乗り物です。だからこそ、厳しく取り締まることもルールづくりのために必要ではないでしょうか。そういうルールを教えていく段階にあるように思います。

【委員】

賛成です。

確かに、駐車のルールはかなり広がっていますし、駐輪のルールも広がってきているように思います。それは、厳しく撤去して、痛い思いをさせている効果でしょう。すぐに撤去してしまっても、それは置いた人が悪いと思いますし、厳しくしないと意識は向上しないと思います。

【部会長】

そうですね。自転車の適正利用の推進というのは、防災活動にも関係があります。特に新宿の場合、建物も人も密度が高いので、しっかりと取り締まらないと大変という面もあると思い

ます。

先にほかの意見をみてみますと、「総合評価」に「適切に事業の推進を図っている。民設民営駐車場、東京都による附置義務駐車場等と情報のネットワークを組んで、引き続きの努力と成果を期待したい。」「随分整備されていると感じる。」「自動車の駐車場の稼働率は下がっているようなので、自転車と自動二輪車の駐車施設として利用することができないだろうか。」といった意見が出されています。

【委員】

同じ地域でも一杯の駐車場と空いている駐車場の差がすごいですよね。

【委員】

実際には、混んでいる駐車場は一部ですよ。

ほかの空いている駐車場を駐輪スペースとして活用できれば、管理する側は面倒な面もあるかもしれませんが、もっと道路上の放置自転車が少なくなり、きれいになると思います。

【委員】

確かにそうですね。

【部会長】

では、「総合評価」に付された意見については、適切な事業の推進を評価するとともに、稼働率の低い民間の駐車場、東京都の附置義務駐車場等と情報ネットワークを組むことなどを検討してほしいといった形でまとめましょう。

<異議なし>

ほかには「協働の視点による評価」に「民間との協働がとてもすばらしい事業である。」といった意見が、「その他意見」に「駐輪に関しては随分と整備されてきたと感じる。」「車の駐車違反と放置車両のように自転車の駐輪違反と放置とは違うのではないか。何の検証もなく(30分間置いて一週間置いて)同じ放置と呼ぶのは無理があると思う。単に路上の(見た目に放置してある)自転車数を把握し、撤去作業を事業として放置してある自転車を減らすことと、駐輪場を整備したから(見た目に放置してある)自転車数が減少したこととはつながらないと思う。自転車は移動や買物の足として利用の仕方も多様で、また手軽に安価に手に入り、貴重品としての感覚は失われつつある。そこで、この自転車は自分の物と特定でき、追跡できる方法があれば、もっと大切に扱うのではないか。自分の自転車を愛する心があれば、簡単に放置(何らかの手当が必要とされるものを、そのまま放っておくこと。)はできないと思う。根本的見直しが必要である。シェアサイクルという方法もある。」「駐輪場の空き情報等が分かるよう、区民サービスに努めている。ケースバイケースで臨機応変に対応している。」「『自転車等の適正利用の推進』という事業名は、幼稚園や小学校の授業名のように思える。」といった意見が出されています。

「その他意見」の二つ目が先ほど「適当でない」と付けた理由につながっているようですね。

【委員】

はい。今やっていることは本当に良いと思うので、評価は「適当である」でも結構なのです。

が、もう少し考えた中でやってほしいと思います。確かに自転車は見方によっては凶器になりますし、車からすると危険な面もあります。一方で、例えば子どものいる方にとってはどうしても必要なものでもあります。その面も考えて、お互いがうまくいくように考えてほしい。先ほどの駐車場の適切な利用というのもその一つだし、ほかの自治体ではでもおもしろいことをやっているところもあるんですよね。道路にちゃんと自転車の駐輪場をつくってあげて、それがみどりと一緒になって本当に素晴らしいところもあるんですよね。そういったものを参考にしてほしい。頭から「駄目だ」「悪いことだ」と思わないでほしい。

【部会長】

根本的な見直しが必要ということなのでしょうか。

【委員】

商店街などでも、車椅子がやっと通れるくらいの状況をよく見ます。そういう意味では本当に邪魔というか危険ですよ。

【委員】

そうですね。

【委員】

自転車の施策について、いろいろな方の意見を踏まえて考えてほしいのです。

【部会長】

今の事業内容は問題なく、むしろ応援する方向で問題はないでしょうか。

【委員】

はい。頑張ってください。

【部会長】

では、評価は「適当である」で良いでしょう。

自転車の適正な利用というのは、個々人の自覚の問題もあるし、必須でしょう。特に、新宿区においては歩行者空間の確保や防災活動を考慮すると非常に重要な施策です。ですから、そのためには更に抜本的な方策等を検討すべきではないかという形にまとめることにしましょうか。抜本的な方策というのは例えばどのようなものが考えられますか。

【委員】

シェアサイクルなども一つの手段だと思います。それから、区民や自転車のメーカーなどと意見を出し合ってみるのも面白いかもしれません。

【部会長】

なるほど。区民も巻き込んだ取組ですね。

ルールで縛るのではなく、自転車の利用の仕方をみんなで考えていこうと。

【委員】

私は、何回も自転車で嫌な思いしています。車を運転するときひやっとすることもあります。子どもを前後に乗せてふらふらしながら行くとか、坂をすごい勢いで降りてくるとか、そういうこともあります。だから、やはりルールの徹底が必要だと思います。自転車そのものに

対しての責任、自分がそういうものに乗ることは、自分や人の命が懸かっているのだと意識してほしい。車に乗っている場合など、もしひいてしまったら、例え相手に原因があってもこっちが悪いとされてしまいがちですよね。ですから、今後は取締りを行うとともに自転車利用の意識改革が必要だと思います。

【部会長】

分かりました。

では、自転車等利用者の意識改革についても意見しましょう。

現在の施策は評価すること、空いている駐車場の利用、シェアサイクル、区民との取組、意識改革と、かなりいろいろな内容がありますので、文言は調整します。よろしいでしょうか。

<異議なし>

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

新宿区にも駐輪場の附置義務がありますが、絶対に使われない附置義務は無意味ではないでしょうか。施主に無駄な経費を使わせているだけで、もっと有効な使い方があると思います。附置義務を見直してほしい。

【委員】

絶対に使われないところがあるのですか。

【委員】

そうです。例えば屋上に作ったり、鍵が掛かっていたり、使うことを想定していないのです。

【委員】

オートロックになっていて、入るのにも出るのにも鍵を開ける必要のあるところもあります。

【委員】

大変ですね。

【委員】

それで結局建物の前に置いてしまう。

【委員】

そういう無駄な附置義務については再検討してほしい。

【部会長】

駐輪場の附置義務についても検証を行い、場合によっては見直しも考えてはどうか。

【委員】

駐車場の附置義務にも同じことがいえます。

【委員】

1階にお店が作れなくなってしまう。

【委員】

駐車場の附置義務については、建物の敷地とは別の敷地に駐車場を整備する、いわゆる「飛ばし」を行っているところがあります。駐輪場にもこういったことを可能としてほしい。

【委員】

だからといって変なところにとめられても困るのが難しいところです。

【委員】

たばこのときも思ったのですが、規制ばかり厳しくしても無意味ではないでしょうか。

厳しくしなければいけないのですが、小さいお子さんがいる方など必要とされている方の声を聴くことも大切だと思います。

【委員】

両面があるのだと思います。事故を防ぐためにも取締りはしっかりとすべきだし、意識啓発は重要です。一方で、新宿区が自転車利用を普及させるのであれば、附置義務の問題などには対応する必要があります。両方から考えないと、いつまでたっても文句は絶えないでしょう。

【部会長】

では、規制を強めるだけでなく自転車を快適に利用するための施策も考えてほしいという程度にまとめましょうか。

<異議なし>

では、この事業は以上とします。

次に、66「人にやさしい道路の整備」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「総合評価」に「歩行者にとってのユニバーサルデザイン、改良事業は、整備マニュアルどおりにいかない場合も出てくると思われるので、地元の意見を十分取り入れて事業を行ってほしい。」「汚い道路や危険な道路から改善してみたいか。」「整備を進めている道路には、区道と都道や国道などが接するところがあると思う。より良い実施のためには良い連携が必要である。一層の連携をお願いします。」「この事業で培ったノウハウを他地域でも活用してほしい。」といった意見が出されています。

また、「その他意見」に「全体的に整備できればと思う。きれいに整備されている道路と危険な道路との格差が激しいように感じる。」「整備の結果や効果について何らかのデータがほしい。」「『人にやさしい道路の整備』という事業名は分かりにくい。より直感的で分かりやすい事業名はないか。』といった意見が出されています。

【委員】

事業名については、例えばカッコ書で「(西新宿一丁目)」などとあれば良いと思います。

【委員】

おとめ山公園と一緒にですね。

【部会長】

「この事業で培ったノウハウを他地域でも活用してほしい。」というのは、何が具体的なものがあるのでしょうか。

【委員】

具体的にどこでというものはありません。保水性塗装などを広げてほしいというものです。

【部会長】

なるほど。

いかがでしょうか。

<異議なし>

【委員】

インターロッキングなども広まってきていますよね。

【部会長】

最初の意見については、内部評価でも「区民の意見を取り入れながら」とありますから、地域との連携はしているようなので、これを後押しする形で良いと思います。

整備の優先順位や効果についてはヒアリングでもなかなか具体的な説明を受けることはできなかったところですね。

【委員】

そうですね。効果についてはまだ終わっていないから難しい、優先順位については、道路の状況を調査して決めるといった説明でした。

【部会長】

確かに、マップの提供などもなく分かりにくかった印象はあります。

計画事業になっているのですから、位置付けはできている。つまり、この事業でやっているエリアは優先順位が高いということなのだと考えられます。

なので、事業による道路整備の効果や優先順位について、しっかりとしたデータの公表をお願いしたいという形のまとめになるでしょうか。

<異議なし>

都、区、国の連携については、ヒアリング等で何かありましたか。

【委員】

直接的な話はありませんでしたが、都道や国道については管轄外という説明がありました。

【委員】

そうでしたね。

【部会長】

では、区道、都道、国道などの接点、隣接する部分での連携等も配慮してほしいという形になるでしょうか。

<異議なし>

次に、68「まちをつなぐ橋の整備」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「総合評価」に「歩道橋の維持管理として重要な事業である。歩道橋を『まちをつなぐ橋』『橋りょう』という表現にしているが、区民には分かりにくいのではないか。」「5年に一度の点検で安全だと思うが、とにかく安全第一で願います。」「安全保持のために必要な事業である。」「区民の安全が最優先である。」といった意見が出されています。

【委員】

この事業は歩道橋が対象なのでしょうか。

【委員】

鉄道に架かっているものもありましたよね。

【事務局】

この事業そのものは、川に架かっている橋も含めて、区内にある57の橋全てを対象にしています。ただ、今回の計画事業の中で整備の対象となっているのが歩道橋ということです。

【部会長】

事業名としては問題ないのですね。では、この意見については特に付きなくて良いでしょう。全体に、重要な事業であるとの評価は共通していますから、歩道橋の維持管理・安全保持のため、5年ごとに定期的な点検を行うことは重要な事業であると、後押しするような意見を付しましょう。

<異議なし>

ほかには、「その他意見」に「大きな地震の際等には点検してほしい。」「事業名からは、新宿区内の二つの橋を対象にしていることが読み取れない。」といった意見です。

方向性については先ほどの意見と同様ですね。

この事業はよろしいでしょうか。

次に、71「文化の薫る道づくり」です。

「効果的・効率的な視点」に「適当でない」と付いています。

「効果的・効率的な視点からは疑問が残る。」との意見です。補足をお願いします。

【委員】

実際に行ってみると分かるのですが、住宅街の車が1台しか通れないところで「文化の薫る道」という割には「薫り」まで届いていません。まず道が分からない。いろいろと工夫はしているのですが、それもあまり感じられません。整備するのは良いのですが、もっと違う観点からみてほしい。例えば、もっと案内標識等をしっかりと整備した上でやれば、その道もいきると思うのですが。

【委員】

この事業で、施設の整備そのものに意見するのは難しいのではないのでしょうか。

【委員】

効果的ではないということはいえるのではないのでしょうか。

【部会長】

効果的ではないというのは、あまりデザインは優れていないということでしょうか。

【委員】

デザインというか、恐らく事業の効果はないと思います。

【委員】

事業の効果を、道の整備で捉えるか、来館者への案内と捉えるかで変わってきますよね。

【委員】

あまり看板ばかりぶら下げるとするのは、景観としてはいかがなものかと思えます。

【委員】

道そのものを良いか悪いかという視点で考えると、今の意見は「その他意見」に入れるべきではないでしょうか。

【部会長】

そうですね。

【委員】

この事業は適切という気がします。

【部会長】

この事業そのものは、いわゆる道路修景の話ですからね。中村彝アトリエ記念館（以下「記念館」という。）の周辺の道路修景整備が効果的かといえば「適当である」で良いように思います。

【委員】

案内標識を作るときに、掘り返す必要があるようには思います。

【委員】

施設への道が分かりにくければ、このような事業の効果を感じることはないでしょう。

【部会長】

周辺道路というのは、どのくらいなのか。

【委員】

施設の前の通りだけです。

【部会長】

そうすると、やはりこの事業で案内標識とはならないように思います。

【委員】

住宅密集地で狭い道が多いですから、あまり案内標識なども立てられなかったのかもしれない。

【委員】

標識ばかりあっても邪魔でしょう。

【委員】

記念館に来てもらうために、いろいろな施策を実施していると思うのですが、総合的なものを見られず、この事業1点だけの評価しかしていないから、確かにきれいな道路ができたとは評価できても、実際に行くとその効果が感じられないのでしょう。

【委員】

たくさんの人に来てほしい。

【委員】

あまり騒がしくなっても良くないし、分かっている人に来てほしいだけなのは。

【委員】

さりげないところが良いのではないかと思います。

【委員】

確かにさりげない場所ですが、それでも派手になった気はします。

【委員】

道路がね。

【委員】

アピールはしている。

【委員】

全く違う道路になったので、アピールはしているのでしょう。

【委員】

目立つのでしょうか。

【委員】

そこまで行けば、目立ちます。

【委員】

すごく目立つのですが、そこまでの道は分かりにくいと思います。

【委員】

そんなにお金を使わなくても普通にきれいな道にすれば良いと思うのですが。

【部会長】

道路そのものがきれいになったということは共通の認識のようですから、この事業そのものの効果としては「適当である」が良いと思います。一方で、内部評価の「施設への誘導・案内に効果がある」という部分については疑問が残るということですね。

【委員】

そうです。

【委員】

誘導は足りない。

【部会長】

一方で、住宅密集地ということを見ると、あまり誘導して観光スポットのようになるのもいかなものかという視点もあるようですから、もう少し施設への誘導に配慮してほしいということをその他意見に付す程度に留めましょうか。

<異議なし>

【委員】

来街者やほかの地域の方のためにも、もう少し案内看板が必要だと思います。

【委員】

やたらに看板を立てるのもいかなものかとは思いますが。

【委員】

一時的にでもそういったものがないと、土地勘のない人には分からないですよ。

【委員】

記念館に行きたいという人は調べてくるのだから分かるでしょう。

【部会長】

ほかの意見をみていきますと、「総合評価」に「他の部署（地域文化部・都市計画部等）との連携も図られて実現したようであるが、今後は標識・工作物等の整備とともに、景観重要公共施設（景観法に基づく制度。景観行政団体は、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができる。）等に位置付けていく等のPRがあっても良いのではないか。」「事業名のとおり立派な『文化の薫る道』が完成された。とても素晴らしいことだと思う。」「この経験を漱石山房等の事業にいかしてほしい。』といった意見が出されています。先ほどの議論と方向性は同じですね。

漱石山房の完成はいつごろの予定でしたっけ。

【委員】

平成28年度です。

【委員】

関連して、この事業についても、「その他意見」に「『文化の薫る道づくり』という事業名がよく分からない。」という意見を出しています。「文化の薫る道づくり」という事業名でありながら、内容は記念館だけなのですよ。それで、ここが終わったから事業終了となっています。次は漱石山房でも同じような事業ができるのであれば、同じように良い道路を作ってほしいとともに、事業名については一考してほしいと思います。

【部会長】

では、この事業について評価するとともに、この経験を他の事業にもいかしてほしいとしましょうか。漱石山房と書いても良いのでしょうか。

【委員】

一番近い事業はそれでしょう。

【委員】

この事業そのものは終わるのですが、次につないでほしいなという意味で意見しても良いと思います。

【委員】

現にやっている事業だから、漱石山房の名前を入れても良いのではないかと思います。

【部会長】

ではそのようにまとめましょう。

<異議なし>

「標識・工作物等の整備とともに、景観重要公共施設等に位置付けていく等のPR」についてはいかがでしょうか。

【委員】

そもそも、道づくりだけを取り上げていることに、すごい違和感を覚えます。「文化の薫る道づくり」という事業名からは、東大前の道のようなすごく長い道を思いますよね。

【委員】

実際には狭い道が少しですよ。

【委員】

事業として成り立たせるためにはしようがないのですが、それであれば、建物も案内板も入れた総括的な事業が一つあったほうが分かりやすいと思います。

【部会長】

そうですね。

一方で、景観重要公共施設は長い道路でないと意味がないと思いますので、道路の整備だけでなく、標識、工作物等も含めた包括的な景観の整備も図ってほしいという形でまとめましょうか。

<異議なし>

この事業についてはよろしいでしょうか。

取りまとめは以上で終了です。

また、今年度の部会での審議も全て終了となります。

次回からは全体会です。各部会での審議内容を基に、外部評価委員会全体で、今年度の外部評価を取りまとめていきますので、引き続きよろしくお願いします。

では、閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>